

不服申立て事案答申第 289 号

不服申立て事案諮問第 305 号

件名：心肺蘇生講習を受講している様子を撮影した動画ファイルの利用不停止
決定に関する件

答 申

1 審議会の結論

愛知県教育委員会（以下「処分庁」という。）が、心肺蘇生講習を受講している様子を撮影した動画ファイルに含まれる審査請求人に係る保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の消去を求めた保有個人情報利用停止請求につき、利用不停止とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）に基づき審査請求人が令和 6 年 3 月 28 日付けで行った本件保有個人情報の利用の停止及び消去並びに提供の停止を求める請求に対し、処分庁が同年 4 月 26 日付けで行った利用不停止決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由（略）

3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 利用停止請求の対象となった保有個人情報について

本件利用停止請求の対象となった保有個人情報は、愛知県立 D 高等学校（以下「本件高校」という。）において、同校の教員が、職員研修の一環として実施した心肺蘇生講習を受講している様子を撮影した動画ファイル（以下「本件動画ファイル」という。）に含まれる、審査請求人の個人情報である。

本件動画ファイルは、合計 9 秒程度の動画であり、20 名程度の教員が心肺蘇生講習を受講している様子を撮影したものである。その動画内に審査請求人の容貌の一部が映っており、審査請求人を判別できる状態であったことから、当該映像部分を本件保有個人情報であると解した。

(2) 本件保有個人情報の利用停止の要否について

審査請求人は、本件動画ファイル作成時、本件高校に勤務する教員であり、本件保有個人情報は、審査請求人を含めた同校の教員が心肺蘇生講習

を受講している様子を記録する過程で取得した公務の記録であり、偽りその他不正の手段により取得されたものではない。したがって、法第 64 条の規定に違反していない。

また、本件動画ファイルは、本件高校の教員が心肺蘇生講習を受講している様子を記録するものであると同時に、本件高校の特色や活動を広く一般に周知するための教育活動の一つとして、同校の教員が心肺蘇生講習を受講している映像を公開し、同校の教員が有事に心肺蘇生を行うことが可能であることを示すことにより、生徒、保護者及び地域住民に対し災害等を想定した際の安全性を周知し、理解と協力を得るという利用目的の達成に必要な範囲で保有し、利用・提供していたものであり、利用目的の達成に必要な範囲を超え、もしくは利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供したのではない。したがって、法第 61 条第 2 項、第 69 条第 1 項及び第 2 項並びに第 71 条第 1 項の規定に違反していない。

さらに、本件保有個人情報を含む動画ファイルは、本件高校の活動を広く一般に周知するために同校が開設する公式 SNS に一時的に掲載していたものであり、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により利用されていたものではない。したがって、法第 63 条の規定に違反していない。

よって、法第 98 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する事実は認められないため、本件利用停止請求は、法第 100 条の「当該利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当しないことから、利用不停止決定を行ったものである。

4 審議会の判断

(1) 利用停止請求について

法第 98 条第 1 項第 1 号は、何人も、自己を本人とする保有個人情報が、法第 61 条第 2 項の規定に違反して保有されているとき、法第 63 条の規定に違反して取り扱われているとき、法第 64 条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているときは、当該保有個人情報の利用の停止又は消去を請求することができる旨をそれぞれ規定している。

そして、法第 100 条は、「行政機関の長等は、利用停止請求があった場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該行政機関の長等の属する行政機関等における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない」と規定している。

(2) 本件審査請求について

本件保有個人情報、心肺蘇生講習を受講している様子を撮影した動画ファイルに含まれる審査請求人に係る個人情報である。

本件審査請求後に、本件高校は、SNS 上に掲載していた本件保有個人情報に係る記事を削除したことから、処分庁は、審査請求人に対して審査請求の取り下げの意思の有無を確認した。これに対し、審査請求人は、処分庁が本件保有個人情報を保有している状況に変わりはないことから、審査請求の取り下げは行わず、本件保有個人情報の消去を求める旨を回答したものである。

そこで、法第 98 条第 1 項第 1 号に基づく本件保有個人情報の消去の要否について以下検討する。

(3) 本件保有個人情報の消去の要否について

ア 不適正な取得の禁止について（法第 64 条）

処分庁によれば、本件保有個人情報は、審査請求人を含めた本件高校の教員が心肺蘇生講習を受講している様子を記録する過程で取得した公務の記録であり、偽りその他不正の手段により取得されたものではないとのことである。

当審議会において処分庁に確認したところ、心肺蘇生講習を受講している様子を撮影する前に、これから撮影を開始する旨及び撮影した動画を SNS に掲載する旨を明確には伝えていなかったとのことである。もっとも、SNS の運用を開始することについては、事前に本件高校の職員会議で共有しており、その際、教職員や生徒の活動の様子等を撮影した動画を SNS に掲載し、地域住民にアピールするために利用していくことを伝えているとのことである。

これらを踏まえ当審議会でも検討したところ、処分庁は、心肺蘇生講習を受講している様子を撮影するに際し、参加者に明確な了解を得ることが望ましかったものの、本件保有個人情報を法第 64 条が想定するような不正の手段で取得した事実は確認できず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

なお、法第 62 条は、行政機関等が本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得する際の規定であることから、本件のように動画撮影により個人情報を取得する場面には適用されない。

したがって、本件保有個人情報が、処分庁において法第 64 条の規定に違反して不適正に取得されたものとは認められない。

イ 利用目的外の保有について（法第 61 条第 2 項）

処分庁によれば、本件保有個人情報は、本件高校の特色や活動を広く一般に周知するための教育活動の一つとして、同記録を公開し、同校の教員が有事に心肺蘇生を行うことが可能であることを示すことにより、

生徒、保護者及び地域住民に対し災害等を想定した際の安全性を周知し、理解と協力を得るといふ利用目的の達成に必要な範囲で保有するものであるとのことである。

当審議会において検討したところ、処分庁の説明に不自然、不合理な点はなく、処分庁の主張を覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、処分庁が本件保有個人情報に法第 61 条第 2 項の規定に違反して保有しているとは認められない。

ウ その他の法第 98 条第 1 項第 1 号該当性について

処分庁は、本件保有個人情報を利用目的の範囲内で、一時的に SNS に掲載していたものであって、法第 69 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用目的以外の目的のために利用又は提供されていたとも認められず、また法第 63 条の規定に違反して不適正な利用がされていたとも認められない。

エ 以上のことから、法第 98 条第 1 項第 1 号に該当する違反の事実はなく、法第 100 条の「利用停止請求に理由があると認めるとき」に該当するとは認められないことから、処分庁は、本件保有個人情報を消去する必要はない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(6) 付言

職務上の必要性に基づき撮影等を行う場合であっても、当該行為は個人情報の取扱いを伴うものであることに鑑み、事前に撮影の可否等について関係者の了解を得ることが望ましい。

(審議会の処理経過)

| 年 月 日 | 内 容 |
|----------------------|-------------------|
| 6.11.13 | 諮問（弁明書の写しを添付） |
| 6.12.18 | 処分庁から反論書の写しを受理 |
| 7.11.26 | 審査請求人からの意見書を受理 |
| 7.12.8 (第256回審議会) | 処分庁の職員から不開示理由等を聴取 |
| 同 日 | 審議 |
| 8.1.26 (第257回審議会) | 審議 |
| 8.2.25 | 答申 |